

## 最低制限価格制度の導入について

熊本市では、本市発注の測量、建設コンサルタント等業務委託の品質確保のため、これまで低入札価格調査制度を導入していましたが、より一層の品質確保を図るため、最低制限価格制度を導入します。

### 最低制限価格制度の対象

「測量設計業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「補償コンサルタント業務」及び「その他コンサルタント業務」が対象となります。

### 最低制限価格の算定基準について

#### 【最低制限基準額】

予定価格の60%

**最低制限基準額を基礎として、開札時に最低制限価格が設定されます。  
このため、最低制限基準額と最低制限価格は、必ずしも一致しません。**

### 実施時期

一般競争入札については、平成22年4月1日以降に公告を行うもの、指名競争入札については、平成22年4月1日以降に指名を行うものから適用します。

平成22年3月末日までに公告又は指名が行われているものは、最低制限価格制度の対象とはならず、これまでのとおり、低入札価格調査制度の対象となります。

### 問い合わせ先

熊本市役所 契約検査室 工事契約班

328 - 2442